

令和6年7月

お客さま各位

遠賀信用金庫

「破産管財人等特殊口座開設手数料」新設のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび当金庫では、破産管財人、相続財産管理人等が手続きのために開設する管理用口座につきまして、口座開設にかかる事務負担等を考慮し、下記のとおり口座開設手数料を新設させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

令和6年8月1日（木）

2. 対象口座

- ①破産管財人
- ②相続財産管理人
- ③相続財産清算人
- ④不在者財産管理人
- ⑤遺言執行者
- ⑥遺産整理受任者

※上記以外にも法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座も含みます。

※既存の口座を名義変更する場合も含みます。

※名義変更を行っての対象口座の継続利用はできません。

3. 手数料金額

開設口座1口座あたり11,000円（消費税込み）

詳しくはお取引店またはお近くの営業店へお問い合わせください。

以上